

北 海 道

森林土木工事共通仕様書

平成~~30~~31年4月版

北海道水産林務部

- 26 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
- 27 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量を開始することをいう。）、又は工場製作を含む工事における工場製作工の、いずれかに着手することをいう。
- 28 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
- 29 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
- 30 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
- 31 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所をいう。
- 32 「現場代理人」とは、契約の適正な履行を確保するため、現場においてその運営、取締り及び契約関係実務を処理する受注者の代理人をいう。
- 33 「ワンデーレスポンス」とは、問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。1日で対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。
- ~~33~~34 「J I S規格」とは、日本工業規格をいう。
- ~~34~~35 「J A S規格」とは、日本農林規格をいう。
- ~~35~~36 「S I」とは、国際単位系をいう。
- ~~36~~37 「現場発生品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

1－3 設計図書の照査等

- 1 受注者からの要求があり、工事監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。貸与した原図は受注者の責任で保管し、原図に損傷を与えた場合は復元の上、工事監督員が指示した期日までに返却すること。
- 2 各種の基準類等、市販・公開されているものについては受注者の負担において備えなければならない。
- 3 受注者は、「設計図書の照査ガイドライン」を参考に、施工前及び施工途中において、自らの費用で契約書第17条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は工事監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。
- 4 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を工事監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1－4 請負代金内訳書

受注者は、契約書第3条に従って「請負代金内訳書」を作成し、工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

1－~~4~~5 工事工程表

受注者は、契約書第3条に従って「工程表」を、工事内容に応じて作成し、工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

1－~~5~~6 施工計画書

- 1 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施

工事施工協議簿で行わなければならない。なお、工事施工協議簿については、双方が署名又は押印した原本を発注者が保管し、複製を受注者が保管するものとする。

1-~~7~~8 工事カルテ作成、登録

受注者は受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事実績情報を「登録のための確認のお願い」により工事監督員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下閉庁日という。）を除き10日以内に、登録内容の変更（「工期」「技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）」の変更）時は変更があった日から閉庁日を除き10日以内に、完成時は工事完成検査合格後、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。

「登録のための確認のお願い」については、工事監督員が記名・押印した原本を受注者が保管し、複製を発注者が保管するものとする。

また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに工事監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1-~~8~~9 工事監督員

- 1 当該工事における工事監督員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
- 2 工事監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は工事監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行なえるものとする。口頭による指示等が行われた場合は、後日書面により工事監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

3 工事監督員及び受注者は、ワンデーレスポンスに努めるものとする。

1-~~9~~10 現場技術員

受注者は、設計図書で施工管理業務を建設コンサルタント等に委託し現場技術員の配置が明示された場合、又は工事監督員から現場技術員を配置する旨の指示があった場合には、次の各号によらなければならない。

- (1) 現場技術員が工事監督員に代わり現場に臨場し、立会い等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、現場技術員は契約書第8条に規定する工事監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否を行う権限は有しないものである。
- (2) 工事監督員から受注者に対する指示又は通知等を現場技術員を通じて行うことがあるので、この際は、工事監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。
- (3) 工事監督員の指示により、受注者が工事監督員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

1-~~10~~11 工事用地等の使用

- 1 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意を持って維持・管理するものとする。
- 2 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型

枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

- 3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
- 4 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は工事監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の途中において、発注者が返還を要求したときも同様とする。
- 5 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において発注者自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべく請負代金から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
- 6 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-~~12~~12 工事着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

1-~~12~~13 工事の下請負

- 1 受注者は、工事を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること
 - (2) 下請負人は、北海道が行う指名競争入札に関する指名停止期間中でないこと、暴力団関係事業者等（暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。）でないこと、又は暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと
 - (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること
- 2 受注者が工事費等を支払う場合は、できるだけ現金払いとし、手形払いをする場合は当該手形期間を短くするなど、下請負人などの利益を保護するよう努めるものとする。

なお、下請契約を締結する際には、適切な請負代金による下請契約の締結に努めなければならない

1-~~13~~14 施工体制台帳及び施工体系図

- 1 受注者は、工事を施工するために締結した~~下請負契約~~工事1件の請負代金額~~（当該下請契約が三以上あるときは、それらの請負代金の総額）~~が~~3,000~~200万円以上になるときは、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」（平成18年3月9日付け建情第1428号、最終改正：平成~~27~~28年~~35~~35月~~19~~19日付け建管第~~2598~~510号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、第1項に該当しない場合であっても、施工体制の一層の適正化を図るため、工事1件の請負代金額が200万円~~以上未滿~~の工事であるときは~~あっても下請契約を締結する場合には~~、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」（平成18年3月9日付け建情第1428号、最終改正：平成~~27~~28年~~35~~35月~~19~~19日付け建管第~~2598~~510号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

3 第1項及び第2項に該当する受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」（平成18年3月9日付け建情第1428号、最終改正：平成~~27~~²⁸年~~3~~⁵月~~19~~²⁷日付け建管第~~2598~~⁵¹⁰号）に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

4 第1項及び第2項に該当する受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合、その都度速やかに工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

5 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負人を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

1-~~14~~¹⁵ 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-~~15~~¹⁶ 調査・試験に対する協力

1 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対し、工事監督員の指示によりこれに協力しなければならない。

2 受注者は、当該工事が北海道の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても、同様とする。

(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

(2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。

(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3 受注者は、北海道が発注する公共工事現場での軽油取引税の燃料抜取調査（地方税法第700条の8）が実施される場合には、これに協力しなければならない。

4 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

5 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に工事監督員に説明しなければならない。

また、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に工事監督員へ説明しなければならない。

1-~~16~~¹⁷ 工事の一時中止

1 発注者は、契約書第19条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施

- 4 森林土木工事に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、受注者は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、受注者は、より条件に合った機械がある場合には、工事監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
- 5 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- 6 受注者は、豪雨、出水、土石流その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため、防災体制を確立しておかなくてはならない。
- 7 受注者は、工事現場における事故防止のため、工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、柵、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。
- 8 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
- 9 受注者は、工事現場の~~イメージアップ~~現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
- 10 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年4月14日）を参考にして、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
 - (1)安全活動のビデオ視聴覚資料による教育
 - (2)当該工事内容の周知徹底
 - (3)工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4)当該工事における災害対策訓練
 - (5)当該工事現場で予想される事故対策
 - (6)その他、安全・訓練等として必要な事項
- 11 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関、並びにライフライン等の施設管理者と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。また、関係者及び関係機関より通知等があった場合は、工事監督員へ報告するものとする。
- 12 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- 13 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成18年6月改定 法律第50号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- 14 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。

⑥廃棄物の減量化・リサイクルへの配慮

- 2 受注者は、当該工事の施工にあたり、大気汚染、水質汚濁について、設計図書、関係法令及び対象工事区域における条例等の規定を遵守しなければならない。
- 3 受注者は、騒音、振動を防止することにより住民等の生活環境を保全する必要があると認められる区域で工事を実施する場合については、設計図書、関係法令及び対象工事区域における条例によるもののほか、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）の規定の適用を原則とする。

表 騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域の指定市町（参考）

振興局名	指定市町名	指定数
空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、深川市、南幌町、奈井江町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町	9 市 8 町
石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町	6 市 1 町
後志	小樽市、倶知安町、共和町、岩内町、古平町、余市町	1 市 5 町
胆振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町	4 市 6 町
日高	日高町、浦河町、新ひだか町	3 町
渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、七飯町、森町、八雲町、長万部町	2 市 6 町
檜山	江差町、今金町、せたな町	3 町
上川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、東川町、美瑛町、上富良野町、下川町、美深町	4 市 8 町
留萌	留萌市、増毛町、羽幌町	1 市 2 町
宗谷	稚内市、枝幸町	1 市 1 町
オホーツク	北見市、網走市、紋別市、美深町、斜里町、遠軽町、興部町、雄武町、大空町	3 市 6 町
十勝	帯広市、音更町、士幌町、新得町、清水町、芽室町、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、浦幌町	1 市 12 町
釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町	1 市 5 町
根室	根室市、別海町、中標津町	1 市 2 町

※平成~~28~~29年~~4~~5月 1 日現在（参考）

※上表は参考であり、適用に当たっては、別途独自の基準を定めている場合もあるため、必ず工事施工箇所の市町村において規制地域等の有無を確認すること。

※参考 HP http://envgis.ies.hro.or.jp/ssa/index.html_data1.asp

日)、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について」(道路局長通知平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号) ~~及び~~ 「道路工事保安施設設置基準(案)」(建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月) 及び「第 3 編 付表(参考資料) 1 工事標識等の基準」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。

- (4) 受注者は、一般交通の用に供している路面を常に良好な状態に保つよう維持するものとし砂利道の場合の維持用砂利の粒径は 40 mm 以下とする。
- (5) 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
- (6) 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持、管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
- (7) 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- (8) 受注者は、設計図書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する工事の受注者と綿密に打ち合わせ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- (9) 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により交通誘導警備員を配置しないで建設作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。
- (10) 受注者は、建設工事の施工に伴う土砂及び工事用資材等の運搬計画の立案に当たっては、適法な車両を使用することとし、事前に関係機関と打ち合わせの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。また、資材等の過積載での運行は、別途許可を受けた場合を除き、最大積載重量の超過による道路交通法違反、及び車両総重量の超過による道路交通法違反に該当し、安定性の低下等による交通事故の発生や、道路・橋梁等公共施設の損傷などを引き起こす可能性があるため、過積載防止対策を施工計画書へ記載しなければならない。
- (11) 受注者は、運転者に対しては、安全運転講習会の開催等、安全運転意識の向上について十分留意するとともに下請負人の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。
- (12) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別処置法」の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設置状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するものとする。

2 交通規制等

- (1) 受注者は、道路の一部の車線又は 4 車線以上の道路においてその一部の車線通行の禁止をする場合は、禁止区間の延長は改良工事については、1 区間の施工延長は、土砂、資材、器具等の置場を含めて、市街部では 200 m 以内、郊外部では 400 m 以内を標準とする。舗装工事に当たっては 1 日の工程の範囲とし、その他の工事については、

1-3839 諸法令の遵守

1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

(1) 地方自治法	(平成2829年126月改正 法律第10174号)
(2) 建設業法	(平成26年6月改正 法律第69号)
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)
(4) 労働基準法	(平成27年5月改正 法律第31号)
(5) 労働安全衛生法	(平成27年5月改正 法律第17号)
(6) 作業環境測定法	(平成26年6月改正 法律第82号)
(7) じん肺法	(平成26年6月改正 法律第82号)
(8) 雇用保険法	(平成28年6月改正 法律第63号)
(9) 労働者災害補償保険法	(平成27年5月改正 法律第17号)
(10) 健康保険法	(平成2829年116月改正 法律第8452号)
(11) 中小企業退職金共済法	(平成28年6月改正 法律第66号)
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(平成28年5月改正 法律第47号)
(13) 出入国管理及び難民認定法	(平成28年11月改正 法律第89号)
(14) 道路法	(平成28年3月改正 法律第19号)
(15) 道路交通法	(平成27年9月改正 法律第76号)
(16) 道路運送法	(平成2829年6月改正 法律第6945号)
(17) 道路運送車両法	(平成28年11月改正 法律第86号)
(18) 砂防法	(平成25年11月改正 法律第76号)
(19) 地すべり等防止法	(平成26年6月改正 法律第69号)
(20) 河川法	(平成27年5月改正 法律第22号)
(21) 海岸法	(平成26年6月改正 法律第69号)
(22) 港湾法	(平成28年5月改正 法律第45号)
(23) 港則法	(平成28年5月改正 法律第42号)
(24) 水路業務法	(平成19年6月改正 法律第77号)
(25) 漁港漁場整備法	(平成26年6月改正 法律第69号)
(26) 下水道法	(平成27年5月改正 法律第22号)
(27) 航空法	(平成28年5月改正 法律第51号)
(28) 公有水面埋立法	(平成26年6月改正 法律第51号)
(29) 軌道法	(平成18年3月改正 法律第19号)
(30) 森林法	(平成28年5月改正 法律第47号)
(31) 環境基本法	(平成26年5月改正 法律第46号)
(32) 火薬類取締法	(平成27年6月改正 法律第50号)
(33) 大気汚染防止法	(平成27年6月改正 法律第41号)
(34) 騒音規制法	(平成26年6月改正 法律第72号)
(35) 水質汚濁防止法	(平成28年5月改正 法律第47号)
(36) 湖沼水質保全特別措置法	(平成26年6月改正 法律第72号)
(37) 振動規制法	(平成26年6月改正 法律第72号)

- (38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成27年 7 月改正 法律第 58 号)
- (39) 文化財保護法 (平成26年 6 月改正 法律第 69 号)
- (40) 砂利採取法 (平成27年 6 月改正 法律第 50 号)
- (41) 電気事業法 (平成28年 6 月改正 法律第 59 号)
- (42) 消防法 (平成27年 9 月改正 法律第 66 号)
- (43) 測量法 (平成24年 6 月改正 法律第 61 号)
- (44) 建築基準法 (平成28年 6 月改正 法律第 72 号)
- (45) 都市公園法 (平成26年 6 月改正 法律第 69 号)
- (46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年 6 月改正 法律第 55 号)
- (47) 土壌汚染対策法 (平成26年 6 月改正 法律第 51 号)
- (48) 駐車場法 (平成23年12月改正 法律第122 号)
- (49) 海上交通安全法 (平成28年 5 月改正 法律第 42 号)
- (50) 海上衝突予防法 (平成15年 6 月改正 法律第 63 号)
- (51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成26年 6 月改正 法律第 73 号)
- (52) 船員法 (平成26年 6 月改正 法律第 69 号)
- (53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成26年 6 月改正 法律第 69 号)
- (54) 船舶安全法 (平成26年 6 月改正 法律第 69 号)
- (55) 自然環境保全法 (平成26年 6 月改正 法律第 69 号)
- (56) 自然公園法 (平成26年 6 月改正 法律第 69 号)
- (57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年 9 月改正 法律第 66 号)
- (58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年 9 月改正 法律第 66 号)
- (59) 河川法施行法 抄 (平成11年12月改正 法律第160 号)
- (60) 技術士法 (平成26年 6 月改正 法律第 69 号)
- (61) 漁業法 (平成28年 5 月改正 法律第 51 号)
- (62) 空港法 (平成25年11月改正 法律第 76 号)
- (63) 計量法 (平成26年 6 月改正 法律第 69 号)
- (64) 厚生年金保険法 (平成~~28~~29年~~11~~6月改正 法律第 ~~84~~45 号)
- (65) 航路標識法 (平成28年 5 月改正 法律第 42 号)
- (66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年 6 月改正 法律第 69 号)
- (67) 最低賃金法 (平成24年 4 月改正 法律第 27 号)
- (68) 職業安定法 (平成28年 5 月改正 法律第 47 号)
- (69) 所得税法 (平成28年11月改正 法律第 89 号)
- (70) 水産資源保護法 (平成27年 9 月改正 法律第 70 号)
- (71) 船員保険法 (平成~~28~~29年~~11~~6月改正 法律第 ~~84~~52 号)
- (72) 著作権法 (平成28年 5 月改正 法律第 51 号)
- (73) 電波法 (平成27年 5 月改正 法律第 26 号)
- (74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別処置法 (平成27年 6 月改正 法律第 40 号)
- (75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成28年 3 月改正 法律第 17 号)

- (76) 農薬取締法 (平成26年 6 月改正 法律第 69 号)
- (77) 毒物及び劇物取締法 (平成27年 6 月改正 法律第 50 号)
- (78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成27年 6 月改正 法律第 50 号)
- (79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成26年 6 月改正 法律第 69 号)
- (80) 警備業法 (平成23年 6 月改正 法律第 61 号)
- (81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成26年 6 月改正 法律第 69 号)
- (82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成26年 6 月改正 法律第 69 号)
- (83) 都市計画法 (平成~~28~~29年 6 月改正 法律第 ~~72~~45 号)
- (84) 土地収用法 (平成~~28~~29年~~11~~6月改正 法律第 ~~76~~45 号)
- (85) 民法 (平成~~28~~29年 6 月改正 法律第 ~~71~~44 号)
- (86) 地方税法 (平成~~28~~29年12月改正 法律第~~101~~84 号)
- (87) 電気通信事業法 (平成~~28~~29年 6 月改正 法律第 ~~59~~45 号)

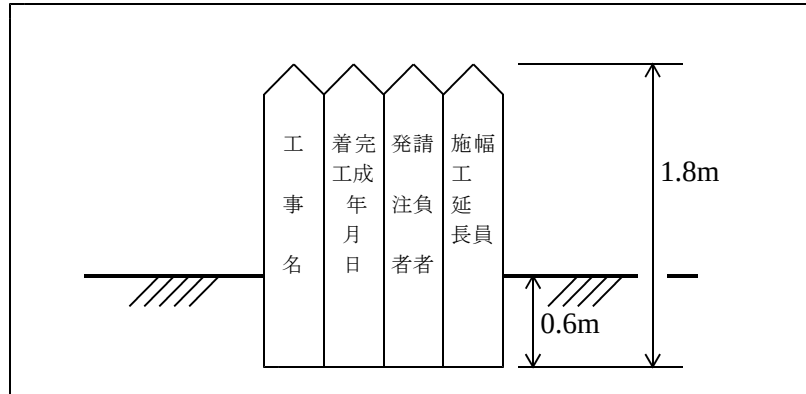
- 2 受注者は、諸法令に違反した場合発生することが予想される責務が、発注者に及ばないようしなければならない。
- 3 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに書面にて工事監督員に報告し、確認を求めなければならない。

1 - ~~39~~40 官公庁等への手続等

- 1 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2 受注者は、工事施工に当たり、受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難い場合は工事監督員の指示を受けなければならない。
- 3 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に工事監督員に提示しなければならない。
- 4 受注者は、諸手続きに係る許可、承諾等を得たときは、その写しを工事監督員に提出しなければならない。
- 5 受注者は、手続き許可承諾条件がある場合は、これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合は、工事監督員に報告し、指示を受けなければならない。
- 6 受注者は、関係機関、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、工事監督員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
- 7 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時工事監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1 - ~~40~~41 施工時期及び施工時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ工事監督員と協議するものとする。



1-5354 前生樹の保存

受注者は、工事の施工に際して、保存木及び幼稚樹を損傷しないように留意しなければならない。

1-5455 工事特性・創意工夫・社会性等

受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する評価できる項目、または地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時までに別に定める「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書」により、工事監督員に提出することができるものとする。

1-5556 特定外来生物（植物）について

1. 受注者は、工事区域に生育している特定外来生物（植物）を生きたままの状態での飼養、栽培、運搬、保管等を行う場合は、事前に特定外来生物（植物）の生育について調査し、その内容について、工事監督員へ報告するものとする。

なお、特定外来生物の同定方法については、環境省のホームページを参照のこと。

（簡易版：<http://www.env.go.jp/nature/intro/4document2outline/manual/shokubutsu.pdf>）

（詳細版：<http://www.env.go.jp/nature/intro/4document2outline/manual/shokubutsu2.pdf>）

北海道内で確認されている特定外来生物（植物）の種は次の4種である。

種 名：オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモ

（平成27年10月時点）

2. 特定外来生物（植物）が確認された場合は、施工計画書に防除計画書を添付の上、工事監督員に提出すること。記載内容は次によるものとする。

(1) 平面図

図面に生育範囲、すき取り範囲、集積箇所等を記載する。

(2) 写真

生育状況

(3) 防除方法

すき取り方法、運搬方法、仮置場の管理方法、処分方法等を記載する。

(4) 地域住民への周知

看板の記載内容と設置位置等を記載する。

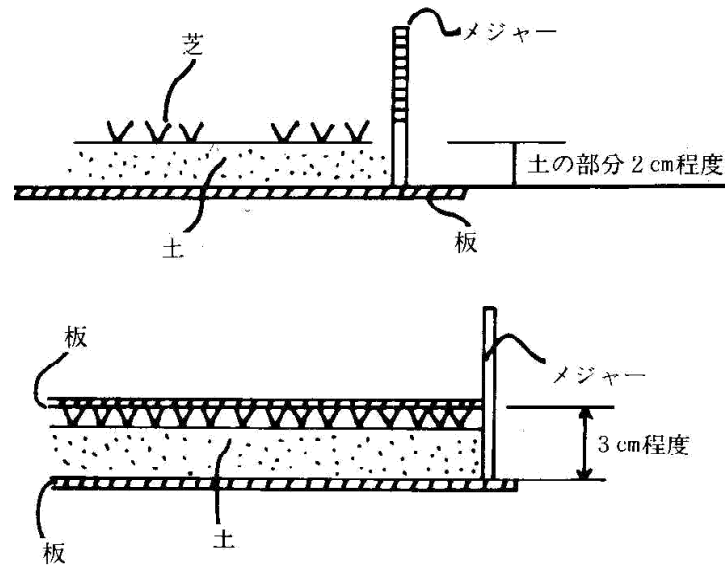
(5) 特定外来生物防除従事者

防除作業にあたっては、防除従事者証を携帯し、防除従事者以外の作業員には作業させ

2-7-24 その他の鉄線類

表2-29

種別	名称・品質・規格等	連結用鉄線
連結線	(硬鋼線材) (SWRH32,37,62A)	JIS G 3506
アルミナイズド鋼線	上記の規格に適合した素材にアルミ	JIS G 3544
亜鉛メッキ鋼線	ニウムメッキ (付着量 130g/m²以上) を行ったものでなければならない。 上記の規格に適合した素材に亜鉛メ	JIS G 3548
ニウムメッキ鋼線	ッキ (付着量 170 g/m²以上) を行っ たものでなければならない。	
<u>亜鉛アルミメッキ鋼線</u>	<u>引張強度 (690N/mm² 以上)</u> <u>巻付性 (線径の 2 倍の円筒に 6 回以上</u> <u>巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じな</u> <u>いこと)</u> <u>メッキ付着量 (300g/m²以上)</u>	<u>JIS G 3544</u> <u>JIS G 3544</u> <u>準拠</u>
	<u>メッキ成分 アルミ 10 %以上</u> <u>亜鉛 90 %以下</u>	<u>原子吸光分</u> <u>析法、高周</u> <u>波プラズマ</u> <u>発光分析</u> <u>(ICP)、蛍</u> <u>光 X 線元</u> <u>素分析法の</u> <u>いずれか</u>
大型網籠用鉄線,鋼線 亜鉛メッキ鉄線	○金網：φ 5 mm× 150m/m ○枠線：φ 6 mm SWMGS-3 に適合した素材 引張強さ (290 ～ 540N/mm ²) 亜鉛メッキ付着量 (140g/m ² 以上)	JISA5513 JIS G 3547
アルミメッキ鉄線	SWMA-A に適合した素材 引張強さ (290 ～ 590N/mm ²) アルミメッキ付着量 (113g/m ² 以上)	JIS G 3544
消波根固め マット金網用アルミ メッキ鉄線	○金網用 (φ 3.2m/m) SWMA Ⅱ-B に適合した素材 引張強さ (290 ～ 590N/mm ² 以上) アルミメッキ付着量 (115g/m ² 以上)	



※工事完成書類として写真撮影が必要である。

- 3 芝は、長期積み重ねておいたり、天日にさらして枯らしてはならない。また適当に風通しをよくし、あるいは散水するなど保存に注意しなければならない。
- 4 休眠期の芝を長期間保存する場合は「ムレ」などにより活動を始めないように保存に注意しなければならない。
- 5 芝串は長さ20cm程度の竹、柳、又は割木で折れにくいものとする。

2-11-2 栽培芝

- 1 土木工事用の栽培芝（土木用栽培芝）の種子配合は、トール・フェスク及びクリーピング・レッド・フェスクの合計で50%を超えるもの以上とする。その他の配合種子はケンタッキー・ブルー・グラスやハード・フェスク等とし、それらの使用量は設計図書によるものとする。なお、チモシーやオーチャードなどの牧草の種子は含まないものとする。
- 2 公園、分離帯等に使用する公園芝（公園用栽培芝）はケンタッキーブルーグラス80%以上の芝とし、その使用量は設計図書によるものとする。
- 3 2-11-1「生芝」に関する規定は栽培芝にも適用するものとする。

2-11-3 種子

種子は品質の保証されたもので、その有効率（純度×発芽率）は80%を標準とし、70%を確保しなければならない。標準有効率に達しないものについては、その比率に応じて増量しなければならない。湿った種子、かびた種子その他輸送中又は保管中に損傷をうけた種子は使用してはならない。

2-11-4 材料の貯蔵

材料は雨露、湿気を防ぐに十分な場所で不純物が混入しないよう保護し貯蔵しなければならない。

2-11-5 種子帯

- 1 種子帯は10cm及び15cmを標準とする。種子帯に使用する種子、肥料の標準使用量は表2-42によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。

表 2-50 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

	観測 角°	入射 角°	白	黄	赤	緑	青
	12° (0.2°)	5°	250	170	45	45	20
		30°	150	100	25	25	11
	20° (0.33°)	5°	180	122	25	21	14
		30°	100	67	14	12	8.0
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3
		30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1

〔注〕 試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰性反射材）による。

反射シートの色、光沢度、接着性、収縮性、耐候性については、JIS Z 9117（再帰性反射材）及び道路標識ハンドブックによるものとし、カプセルレンズ型反射シートの光沢度の値は 65 以上とする。

2-14-2 区画線

- 1 区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。

JIS K 5665（路面標示用塗料）

- 2 ガラスビーズは、JIS R 3301 の 1 号の規格に適合したものでなければならない。
- 3 ペイント及びガラスビーズの使用量は表 2-51 を標準とする。

4 塗料については、鉛・クロムフリー対応製品の使用とする。

表 2-51 ペイント及びガラスビーズの使用量

区 分	種 別	使用材料塗布量	摘 要
加 熱 式	実 線 破 線	(施工幅 15cm 換算) ペイント 67 ℓ/km ビーズ 56 kg/km	
常 温 式	実 線 破 線 ゼ ブ ラ	(施工幅 15cm 換算) ペイント 48 ℓ/km ビーズ 37 kg/km	
溶 融 式	実 線 破 線 ゼ ブ ラ 横 断 線 文 字 矢 印	(施工幅 15cm 換算) (厚さ 1.5mm) ペイント 473kg/km ビーズ 20 kg/km	

2-14-3 道路反射鏡

- 1 一般事項

道路反射鏡の鏡面の大きさ、及び曲率半径は表 2-52 の通りとする。

- 3 受注者は、素堀側溝の掘削について、側溝法面及び側溝敷より湧水がある場合及び崩壊の恐れがある場合は、工事監督員と協議しなければならない。

3-3-14 床堀

- 1 受注者は、床掘りの施工に当たり、床掘り中の土質に著しい変化が認められた場合、又は埋設物を発見した場合は、処置方法について工事監督員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、床掘りの施工に当たり、地質の硬軟、地形及び現地の状況により安全な工法をもって設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。
- 3 受注者は、床掘りにより崩壊又は破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、工事を中止し、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。ただし、災害防止のため等緊急やむを得ない事情がある場合には応急措置をとった後、その措置内容を直ちに工事監督員に報告しなければならない。
- 4 受注者は、床掘り仕上がり面の掘削においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しするものとし、浮石などは除去しなければならない。
- 5 受注者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一、誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復箇所が目的構造物の機能を損なわず、かつ、現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。
- 6 受注者は、床掘り箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。
- 7 受注者は、施工上やむを得ず、既設構造物等を設計図書に定める断面を超えて切削する必要が生じた場合には、事前に工事監督員と協議しなければならない。

3-3-15 埋戻し

- 1 受注者は、工事監督員が指示する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質のものを用いなければならない。
- 2 受注者は、埋戻しに当たり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、設計図書に示めされていない場合は、一層の仕上り厚を 30 cm 以下を基本とし締め固めなければならない。
- 3 受注者は、埋戻し箇所に湧水や滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。
- 4 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締め固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難しい場合は工事監督員と協議するものとする。
- 5 受注者は、埋戻しを行うに当たり埋設構造物がある場合は、偏土圧が作用しないように埋戻さなければならない。
- 6 受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しに当たり、埋戻し材に含まれる石等が一箇所に集中しないように施工しなければならない。
- 7 受注者は、埋戻しの施工に当たり、適切な含水比の状態で行わなければならない。
- 8 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締め固めと排水工の施工等を行わなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編 ~~8~~、7」9 橋台背面アプローチ部」及び「道路土工盛土工指

第4章 無筋、鉄筋コンクリート

4-1 適用

4-1-1 適用

- 1 本章は、無筋、鉄筋コンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第2章「材料」の規定によるものとする。
- 3 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書〔施工編〕」（土木学会）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、工事監督員の承諾を得なければならない。

4-2 適用すべき諸基準

4-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認をもとめなければならない。

- | | | |
|-----------------------------|--|----------------------------------|
| (1) 土木学会 | コンクリート標準示方書〔設計編〕 | (平成 25 <u>30</u> 年3月) |
| (2) 土木学会 | コンクリート標準示方書〔施工編〕 | (平成 25 <u>30</u> 年3月) |
| (3) 土木学会 | コンクリートのポンプ施工指針 | (平成 25 <u>24</u> 年6月) |
| (4) 国土交通省 | アルカリ骨材反応抑制対策について | (平成14年7月) |
| (5) 土木学会 | 鉄筋定着・継手指針 | (平成 20 <u>19</u> 年8月) |
| (6) 日本鉄筋継手協会 | 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 | (平成21年9月) |
| (7) 日本鉄筋継手協会 | 鉄筋継手工事標準仕様書
高分子天然ガス圧接継手工事（案） | (平成22年12月) |
| (8) 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 | 機械式定着工法の配筋設計ガイドライン （案） | (平成28年7月) |
| (9) <u>機械式鉄筋継手工法技術検討委員会</u> | <u>場所打コンクリート構造物に適用する
機械式鉄筋継手工法ガイドライン</u> | <u>(平成29年3月)</u> |

4-3 コンクリート

4-3-1 一般事項

- 1 本節は、構造物に使用するコンクリートとしてレディーミクストコンクリート、配合、材料の計量、練り混ぜ、運搬、コンクリート打込み、養生、施工継目、表面仕上げその他これらに類する事項について定めるものとする。
- 2 受注者は、コンクリートの施工に当たり、コンクリート標準示方書（施工編）コンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。

C－11	18	5.0	4.5	60	40	—
RC－1	21	8.0 or 12.0	4.5	55	40	280
RC-1S (b) (c)	21	8.0 or 12.0	5.5	45	40	300
RC-1S (a)	21	8.0 or 12.0	4.5	50	40	280
RC－2－1	24	8.0 or 12.0	4.5	55	40	280
RC-2-1S (b) (c)	24	8.0 or 12.0	5.5	45	40	300
RC-2-1S (a)	24	8.0 or 12.0	4.5	50	40	280
RC－4	24	8.0 or 12.0	5.0	55	20 or 25	280
RC-4S (b) (c)	24	8.0 or 12.0	6.0	45	20 or 25	330
RC－5	30	8.0 or 12.0	5.0	55	20 or 25	280
RC-5S (b) (c)	30	8.0 or 12.0	6.0	45	20 or 25	330
RC－11	30	18.0	4.0	55	20 or 25	350
RC－12	30	8.0	4.5	55	40	280
PC－1	30	8.0 or 12.0	5.0	50	20 or 25	280
PC－1 P	30	8.0 or 12.0	5.0	50	20 or 25	280
PC-1S (b) (c)	30	8.0 or 12.0	6.0	45	20 or 25	330
PC-1PS (b) (c)	30	8.0 or 12.0	6.0	45	20 or 25	330
PC－2	40	8.0 or 12.0	5.0	50	20 or 25	280
PC－2 P	40	8.0 or 12.0	5.0	50	20 or 25	280
PC-2S (b) (c)	40	8.0 or 12.0	6.0	45	20 or 25	330
PC-2PS (b) (c)	40	8.0 or 12.0	6.0	45	20 or 25	330
T－1 P※ ²	18	8.0 or 15.0	4.5	60	40	270
TRC-1※ ³	24	8.0 or 15.0	4.5	60	40	280

〔注1〕記号

C：無筋コンクリート

RC：鉄筋コンクリート

PC：プレストレストコンクリート

T：トンネルコンクリート

TRC：トンネル鉄筋コンクリート

P：ポンプ施工用コンクリート（最少単位セメント量 270kg）

S：海中、海上及び飛沫帯コンクリート

(a)：海中 (b)：海上及び大気中 (c)：飛沫帯

〔注2〕海上、飛沫帯には海上遡上の影響部も含むものとする。

※1 井筒底版の水中コンクリート（C－9）の空気量は、完全に水中又は地下に没する場合は4％とする。

※2 T－1 Pについては、アーチ部はスランプ 15 cm、インバート部はスランプ 8 cmを標準とする。

※3 TRC－1については、坑口部や巻出部のアーチ部で、一般型枠を使用の場合はスランプ 8 cm、スライディングセントル等を使用の場合はスランプ 15 cmを標準とする。

4－3－2 レディーミクストコンクリート

- 1 本条は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本条に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を適用する。
- 2 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の、工場選定は次による。

第5章 一般作工物

5-1 適用

5-1-1 適用

- 1 本章は、一般作工物における土留工及び擁壁工、埋設工、管渠工、排水工及び水路工、根固工及び消波ブロック工、なだれ防止柵工、防雪柵工、斜面安定工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第2章「材料」、第3章「土工」、第4章「無筋、鉄筋コンクリート」の規定によるものとする。

5-2 適用すべき諸基準

5-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認をもとめなければならない。

- (1) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月)
- (2) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月)
- (3) 国土開発技術研究センター PCボックスカルバート道路埋設指針 (平成3年10月)
- (4) 国土開発技術研究センター 鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針 (平成3年7月)
- (5) 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月)
- (6) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)
- (7) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月)
- (8) 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計施工マニュアル (平成26年8月)
- (9) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)
- (10) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編） (平成16年12月)
- (11) 建設省 土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）「ボックスカルバート・擁壁工」 (平成11年11月)
- (12) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)

5-3 土留工及び擁壁工

5-3-1 一般事項

- 1 本節は、土留工及び擁壁工として、基礎工及び裏込工、木製作工物、コンクリート土留工（擁壁工）等、その他これらに類する工種について定めるものとする。

第6章 溪間作工物

6－1 適用

6－1－1 適用

- 1 本章は、溪間作工物工事における治山ダム工（谷止工・床固工）、流路工及び護岸工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第2章「材料」、第3章「土工」、第4章「無筋・鉄筋コンクリート」第5章「一般作工物」の規定によるものとする。

6－2 適用すべき諸基準

6－2－1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認をもとめなければならない。

- (1) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成~~25~~30年3月）

6－3 治山ダム工（谷止工・床固工）

6－3－1 一般事項

- 1 本節は、治山ダム工として土工、コンクリートダム、鋼製ダム、大型ブロックダム、間詰工、提名板その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2 受注者は、本提・副提・垂直壁・側壁・水叩を施工する場合は、本提、副提、垂直壁、側壁・水叩の順で行い、一体とならないよう別々に施工しなければならない。なお、これによりがたい場合は工事監督員の承諾を得なければならない。

6－3－2 土工

- 1 土工の施工については、3－3－14「床堀」、3－3－15「埋戻し」3－3－16「作業残土処理工（残土搬出工）」の規定によるものとする。
- 2 受注者は、土工において、掘削土砂は提体の上流側の流出の恐れのない場所に置き、流出防止の措置をしなければならない。やむを得ず下流側に置く場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、岩盤掘削等において、基礎岩盤をゆるめるような大規模な発破を行ってはならない。
- 4 受注者は、掘削に当たって、基礎面をゆるめないように施工するものとし、浮石などは除去しなければならない。
- 5 受注者は、基礎面を著しい凹凸のないように整形しなければならない。
- 6 受注者は、設計図書により、建設発生土を指定された建設発生土受入れ地に運搬し、流出、崩壊が生じないように排水、法面処理を行わなければならない。
- 7 受注者は、工事監督員の承諾を得ないで掘削した掘削土量の増加分を処理しなければならない。

第7章 法面工

7-1 適用

7-1-1 適用

- 1 本章は、法面工における筋工、実播工、植生張工、積工、柵工、植生吹付工、モルタル及びコンクリート吹付工、法枠工、落石防止網工、その他これらに類する工種について適用する。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第2章「材料」、第3章「土工」、第4章「無筋、鉄筋コンクリート」の規定によるものとする。

7-2 適用すべき諸基準

7-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認をもとめなければならない。

- (1) 全国特定法面保護協会のり枠工の設計施工指針~~（改訂版第3版）~~（平成25年10月）
- (2) 日本道路協会 道路土工 切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）
- (3) 土木学会 吹き付けコンクリート指針（案）〔のり面編〕（平成~~23~~17年~~10~~7月）

7-3 筋工

7-3-1 一般事項

- 1 受注者は、芝付けを行うに当たり、芝の育成に適した土を敷均し、締固めて仕上げなければならない。
また、施工面に勾配がない場合には、水勾配を取りながら不陸整正するものとする。
- 2 受注者は、現場に搬入された芝は、速やかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、受注者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。なお、工事完了引渡しまでに枯死した場合は、受注者は、その原因を調査し、工事監督員に報告するとともに、再度施工し、施工結果を工事監督員に報告しなければならない。
- 3 受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。
- 4 受注者は、張芝にロール芝を使用する場合、これの脱落を防止するため、1㎡当たり20本程度の芝串で固定しなければならない。
- 5 夏季における晴天時の散水は、日中を避け、朝または夕方に行うものとする。

7-3-2 耳芝工

受注者は、張芝、筋芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、路肩の崩れを防ぐために、路肩に沿って天端に幅15cm程度に張る芝をいうものとする。

第9章 地すべり防止工

9-1 適 用

9-1-1 適 用

- 1 本章は、地下水排除工、地表水排除工、抑止杭工、抑止アンカー工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第2章「材料」、第3章「土工」、第4章「無筋、鉄筋コンクリート」の規定によるものとする。

9-2 適用すべき諸基準

9-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認をもとめなければならない。

- (1) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成24年5月)
- (2) PCフレーム協会 PCフレーム工法 設計・施工の手引き (平成24年9月)
- (3) 斜面防災対策技術協会 **新版**地すべり鋼管杭設計要領 (平成2028年~~5~~6月)
- (4) 斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (平成19年11月)

9-3 地下水排除工

9-3-1 一般事項

- 1 本節は、地下水排除工として集水井工、集排水ボーリング工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2 受注者は、せん孔中、多量の湧水があった場合、又は予定深度まで掘進した後においても排水の目的を達しない場合には、速やかに工事監督員に報告し、指示によらなければならない。
- 3 受注者は、せん孔中、断層、亀裂により、湧水等に変化を認めた場合、速やかに工事監督員に報告し、指示によらなければならない。
- 4 受注者は、検尺を受ける場合は、工事監督員立会のうえでロッドの引拔を行い、その延長を計測しなければならない。ただし、検尺の方法について、工事監督員が受注者に指示した場合にはこの限りではない。
- 5 受注者は、集排水ボーリング工の施工に先立ち、集水井内の酸素濃度測定等を行い、ガス噴出・酸欠等の恐れのある場合には換気等について、施工前に工事監督員と協議しなければならない。
- 6 受注者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、速やかに工事監督員に報告し、指示に

第 10 章 橋 梁

10-1 適 用

10-1-1 適 用

- 1 本章は、桁製作工、橋梁下部工、鋼橋上部工、コンクリート橋上部工、木橋その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第2章「材料」、第3章「土工」、第4章「無筋、鉄筋コンクリート」の規定によるものとする。

10-2 適用すべき諸基準

10-2-1 適用すべき諸基準

- 1 受注者は設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認をもとめなければならない。

- (1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）（平成29年11月）
- (~~1~~2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（~~Ⅰ 共通編~~Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）（平成~~2~~29年~~3~~11月）
- (~~2~~3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（~~Ⅰ 共通編~~Ⅲ コンクリート橋・コンクリート部材編）（平成~~2~~29年~~3~~11月）
- (~~3~~4) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（~~Ⅰ 共通編~~Ⅳ 下部構造編）（平成~~2~~29年~~3~~11月）
- (~~4~~5) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ 耐震設計編）（平成~~2~~29年~~3~~11月）
- (~~5~~6) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）
- (~~6~~7) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）
- (~~7~~8) 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）
- (~~8~~9) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年~~3~~5月）
- (~~9~~10) 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）
- (~~10~~11) 日本道路協会 道路橋床版防水便覧（平成19年3月）
- (~~11~~12) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）
- (~~12~~13) 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）
- (~~13~~14) 日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧（平成10年1月）
- (~~14~~15) 建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）（平成7年12月）
- (~~15~~16) 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針（平成14年3月）
- (~~16~~17) 日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）
- (~~17~~18) 日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）
- (~~18~~19) 日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）
- (~~19~~20) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）
- (~~20~~21) 日本道路協会 道路土工一要綱（平成21年6月）
- (~~21~~22) 日本道路協会 道路土工一擁壁工指針（平成24年7月）
- (~~22~~23) 日本道路協会 道路土工一カルバート工指針（平成22年3月）

10－3 桁製作工

10－3－1 桁製作工

1 製作加工については、下記の規定によるものとする。

(1) 原 寸

ア 受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。

イ 受注者は、原寸図の一部又は全部を省略する場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。

ウ 受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。

ただし、これによりがたい場合は工事監督員の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用に当たって、温度補正を行わなければならない。

(2) 工 作

ア 受注者は、主要部材の板取りは、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認し、行わなければならない。ただし、圧延直角方向について、JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合は、除くものとする。また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。なお、板取りに関する資料を保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で工事監督員からの請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。

イ 受注者は、けがきに当たって、完成後も残るような場所にはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。これによりがたい場合は工事監督員の承諾を得なければならない。

ウ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法又はレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート、補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削り又はグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。

エ 受注者は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。

オ 受注者は、鋼材の切断面の表面のあらさを、 $50\mu\text{m}$ 以下にしなければならない。

カ 受注者は、孔あけに当たって、設計図書に示す径にドリル又はドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができるものとする。また、仮組立

- 2) 変形は、部材長の 1/1000以下に矯正して使用するものとする。なお、架設時の許容応力度は、道路橋示方書・同解説（~~I 共通編~~ II 鋼橋・鋼部材編）第 ~~2~~ 4 章 ~~2.1 一般~~ 及び 2.2 鋼材の許容応力度 4.1 材料の強度の特性値 によるものとする。ただし、変形の矯正は繰り返し行わないものとする。
- 3) 変形が部材長の 1/1000を越えるものをやむを得ず使用する場合は、変形による付加曲げモーメントを考慮して耐荷力の照査を行なうものとする。
- 4) 腐食した部材を使用する場合は、最も腐食欠損した箇所の厚さを測定し、欠損量を考慮して耐荷力の照査を行なうものとする。

3 地組工

- (1) 受注者は、地組部材の仮置きについては下記の規定によらなければならない。
 - 1) 現場において部材の仮置きをする場合、部材は地面から10cm以上の高さに仮置きするものとする。
 - 2) 仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように防護するものとする。
 - 3) 部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないようにするものとする。
 - 4) 仮置き中に部材が、汚損、腐食をしないように対策を講じるものとする。
 - 5) 仮置き中に部材に、損傷、汚損、腐食が生じた場合は、すみやかに工事監督員に報告し、取り替え、又は補修等の処置を講じるものとする。
- (2) 受注者は、地組立については下記の規定によらなければならない。
 - 1) 部材の組立てを、組立て記号、所定の組立て順序に従って正確に行なうものとする。
 - 2) 組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱うものとする。
 - 3) 部材の接触面は、組立てに先だって清掃するものとする。
 - 4) 部材の組立に使用する仮締めボルトとドリフトピンの合計はその箇所の連結ボルト数の1/3程度を用いるのを標準とし、そのうち1/3以上をドリフトピンとするものとする。ただし、架設応力に耐えるだけの仮締めボルトとドリフトピンを用いなければならない。
 - 5) 組立て中に損傷があった場合、すみやかに工事監督員に報告し、取り替え、又は補修等の処置を講じるものとする。
 - 6) 本締めに先立って、橋の形状が設計に適合するかどうかを確認し、その結果を工事監督員に提出するものとする。

4 クレーン架設工

- (1) 受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力の安全性を確かめておかななければならない。
- (2) 受注者は、桁架設については下記の規定によらなければならない。
 - 1) 架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行なうものとする。
 - 2) 架設作業を行うに当たって、クレーン架設に必要な架設地点の地耐力等安全性について検討するものとする。
 - 3) I 桁等フランジ幅の狭い主桁を2ブロック以上に地組したものを、単体で吊り上げたり、仮付けする場合は、水平曲げ剛度が低いので、横倒れ座屈の検討を行うものとする。
 - 4) ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、

第 12 章 取りこわし工

12-1 適用

12-1-1 適用

- 1 本章は、取りこわし工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第 3 章「土工」の規定によるものとする。

12-2 適用すべき諸基準

12-2-1 適用すべき諸基準

- 1 受注者は設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認をもとめなければならない。
 - (1) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年 5 月)
 - (2) 北海道水産林務部 建設副産物適正処理マニュアル (平成~~26~~²⁹年~~3~~⁴月)

12-3 取りこわし工

12-3-1 一般事項

- 1 本節は、取りこわし工として構造物取こわし工、施設撤去工、旧橋撤去工、殻等運搬処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第 1 章「総則」の 1 - ~~2022~~「建設副産物」の規定によらなければならない。

12-3-2 構造物取りこわし工

- 1 受注者は、コンクリート構造物取壊し及びコンクリートはつりを行うに当たり、本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。
- 2 受注者は、舗装版取壊しを行うに当たり、必要に応じてあらかじめ舗装版を切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。
- 3 受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うに当たり、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。
- 4 受注者は、鋼材切断を行うに当たり、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。
- 5 受注者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。ただし、地盤に変化が生じた場合には、受注者は工事監督員と協議しなければならない。
- 6 受注者は、根固めブロック撤去を行うに当たり、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならないが、これにより難しい場合は工事監督員と協議しなければならない。
- 7 受注者は、コンクリート表面処理を行うに当たっては、周辺環境や対象構造物に悪影

13-5 舗 装 工

13-5-1 一般事項

- 1 本節は、舗装工としてアスファルト舗装工、コンクリート舗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。
- 3 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面又は基層面の異常を発見した場合には、その状況を工事監督員に報告し、その対策について工事監督員と協議しなければならない。
- 4 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、舗装調査・試験法便覧の規定に基づき試験を実施しなければならない。

13-5-2 アスファルト舗装の材料

- 1 アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は設計図書によるものとする。
 - (1) 粒状路盤材、加熱アスファルト安定処理に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類
 - (2) 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径と品質
 - (3) 石粉以外のフィラーの品質
- 2 受注者は、以下の材料の試験結果を、工事に使用する前に提出し、工事監督員の確認を受けなければならない。ただし、これまでに使用実績（同一年度内にプラントから生産され使用した）があるものを用いる場合には、その試験成績表を工事監督員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出及び確認を省略する事ができるものとする。
 - (1) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材
 - (2) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材
- 3 受注者は、使用する以下の材料の品質証明書を、工事に使用する前に提出し、工事監督員の確認を受けなければならない。ただし、これまでに使用実績（同一年度内にプラントから生産され使用した）があるものを用いる場合には、品質証明書の提出を省略する事ができるものとする。
 - (1) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト
 - (2) 再生用添加剤
 - (3) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料なお、製造後 60 日を経過した材料を使用してはならない。
- 4 上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第 2 章「材料」2-10-1「一般瀝青材料」の舗装用石油アスファルトの規格のうち、100 ～ 120 を除く 40 ～ 60、60 ～ 80 及び 80 ～ 100 の規格に適合するものとする。
- 5 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は第 2 章「材料」2-5-3「アスファルト舗装用骨材」表 2-~~11~~10、表 2-~~13~~14 の規格に適合するものとする。
- 6 再生加熱アスファルト安定処理混合物を使用する場合は、「舗装再生便覧（平成 ~~16~~22 年

≪ 11 月) (社団法人 日本道路協会) に準ずるものとする。ただし、粒度については、表 13-4 を適用する。

- 7 アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルト合材を使用する場合、「舗装再生便覧 (平成 1622 年 ≪ 11 月) (社団法人 日本道路協会) に準ずるものとする。ただし、マーシャル安定度試験基準値及びアスファルト混合物の種類と粒度範囲については、表 13-1、13-2 を適用する。
- 8 再生加熱アスファルト混合物の設計針入度は、80 ～ 100 とする。
- 9 剥離防止対策
 - (1) フィラーの一部に消石灰やセメントを用いる場合は、その使用量は、アスファルト混合物全質量に対して 1 ～ 3 % を標準とする。
 - (2) 剥離防止を用いる場合は、その使用量は、アスファルト全質量に対して 0.3 % 以上とする。
- 10 アスファルト舗装の基層及び表層に使用する粗骨材は、碎石、砂利、製鋼スラグ、砂及び再生骨材とするものとする。
- 11 アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、又はそれらを混合したものとする。
- 12 アスファルト舗装の基層及び表層に使用するフィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュ等とするものとする。
- 13 アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表 13-1 及び 13-2 の規格に適合するものとする。
- 14 表 13-1、13-2 に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によるものとする。

表 13-1 マーシャル安定度試験基準値

混合物の種類		粗粒度 アスファルト 混合物 20	密粒度ア スファルト 混合物 (13F)	細粒度 ギャップ アスファ ルト混 合物 (13F)	細粒度 アスファ ルト混 合物 (13F)	密粒度 ギャップ アスファ ルト混 合物 (13F)	細粒度 アスファ ルト混 合物 (歩道用)
突回 固 め数	N ₆ 以 交 通 上	75					50
	N ₆ 以 交 通 下	50					
空隙率 (%)		3 ～ 7	3 ～ 5	3 ～ 5	2 ～ 5	3 ～ 5	3 ～ 10
飽和度 (%)		65 ～ 85	75 ～ 85	75 ～ 85	75 ～ 90	75 ～ 85	－
安定度 (KN)		4.90 以上	4.90 [7.35] 以上	4.90 [7.35] 以上	3.43 以上	4.90 [7.35] 以上	3.43 以上
フロー値 (1/100cm)		20 ～ 40			20 ～ 80	20 ～ 40	20 ～ 60

5-5 出来形管理基準及び規格値（道路工）

単位：mm

工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		個々の測定値 (X)	10 個の 測定値の平均 (X_{10})			
アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—	基準高は延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。 <u>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</u>	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	凍上抑制層に適用するのは、厚さ及び幅の規格値とする。
	厚 さ	－45	－15			
	幅	－50				
アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	－15	－ 5	幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。 <u>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</u>	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	種別ごとに舗装完了時にコアーカッターで径 10 cmに切り取る。 コアー採取箇所については工事監督員の指示による。 切取り供試体は分類記号を付け、中を仕切り、ふた付き木箱に収め、工事名を記入して提出する。
	幅	－50	—			

5-5 出来形管理基準及び規格値（道路工）

単位：mm

工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		個々の測定値 (X)	10 個の 測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)			
アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－ 3	幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。 <u>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</u>	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 ($\bar{X}_{10}$) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	種別ごとに舗装完了時にコアークッターで径 10 cmに切り取る。 コアー採取箇所については工事監督員の指示による。 切り取り供試体は分類記号を付け、中を仕切り、ふた付き木箱に収め、工事名を記入して提出する。
	幅	－25	－			
アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 2	幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。 <u>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</u>	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
	幅	－25	－			
	平 坦 性	3 mプロフィールメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下				
コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	－	基準高は延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。 <u>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</u>	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
	厚 さ	－45	－15			
	幅	－50	－			

5-5 出来形管理基準及び規格値（道路工）

単位：mm

工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		個々の測定値 (X)	10 個の 測定値 の平均 (X_{10})			
コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工)	厚 さ	－25	－ 8	幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 <u>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</u>	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コアー採取はアスファルト舗装工の摘要に準ずる。
	幅	－50	－			
コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	－ 9	－ 3	幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に 1 個の割でコアーを採取して測定。 <u>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</u>	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
	幅	－25	－			
コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版)	厚 さ	－10	－3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 箇所以上測定。 幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1 mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各斜線の中心付近で各斜線 200m 毎に水糸又はレベルにより 1 側線当たり横断方向に 3 ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各斜線 200m 毎に両側の版端を測定する。 <u>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</u>	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
	幅	－25	－			
	平 坦 性	コンクリートの硬化後、 3 mプロフィールメーターにより 機械舗設の場合 (σ) 2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm 以下				
	目地段差	± 2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

5-8 出来形管理基準及び規格値（その他構造物）

単位：mm

工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
植生工 (種子散布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (植生マット工) (植生シート工) (植生筋工) (人工張芝工)	切 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	－200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、 延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		客土吹付工の吹付厚は植生工（植生基材 吹付工）による。
		ℓ ≥ 5 m	法長の－ 4 %			
	盛 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	－100			
		ℓ ≥ 5 m	法長の－ 2 %			
	延 長 L		－200	1 施工箇所毎		
植生工 (植生基材吹付工)	法 長 ℓ	ℓ < 5 m	－200	施工延長 40mにつき 1 箇所、40m以下のものは 1 施工箇所につ き 2 箇所。		
		ℓ ≥ 5 m	法長の－ 4 %			
	厚 さ t	t < 5 cm	－10	施工面積 200 m ² につき 1 箇所、面積 200 m ² 以下のものは、 1 施工箇所につき 2 箇所。 検査孔により測定。		
		t ≥ 5 cm	－20			
		但し、吹付面に凹凸がある場合の最 小吹付厚は、設計厚の 50%以上と し、平均厚は設計厚以上。				
	延 長 L		－200	1 施工箇所毎		
法覆基材工	厚 さ t		±50 (平均厚さは設計厚さ 以上)	施工面積 200 m ² につき 1 箇所、最低 3 箇所以上計測。		

6-4 セメント・コンクリートの品質管理

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート (吹付けコンクリートを除く)	製造 (プラント)		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	2回/日以上	・レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 ・様式(29)の一覧表に取りまとめる。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	1回/日以上	・レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 ・様式(29)の一覧表に取りまとめる。	○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがえる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013.503-2007)又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			単位水量測定	付表10 「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」	付表10 7(2)による。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ 以上施工する場合:2回/日(午前1回、午後1回)、及び荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	赤方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20.25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm スランプ2.5cm:許容差値±1.0cm	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車試験を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・様式(30)のヒストグラムに取りまとめる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	一回(供試体3本の平均値)の試験結果は指定した呼び強度の値の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7-3個、σ28-3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・コンクリートの強度は、一般には材令28日における標準養生供試体の試験値で表すものとする。 ・様式(29)(30)、様式(10)(10回未満は様式(8))に取りまとめる。※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	

6-4 セメント・コンクリートの品質管理

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート (吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じ 又はレディーミストコンクリート工場(JIS マーク表示認証工場)の品質証明書等の みとすることができる。 ・様式(30)のヒストグラムに取りまとめる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種 とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井 筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄 等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋 門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護 岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書で指定 された工種)		
			コンクリートの曲げ強度試験(コ ンクリート舗装の場合、 必須)	JIS A 1106	一回(供試体3本の平均値)の試験結果は指定した呼び 強度の値の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は 指定した呼び強度以上。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。 なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき 原則として3個とする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			テストハンマーによる強度判定			試験回数は適宜。	・シヨミットハンマー20回以上の平均値を もって強度の推定値とする。 ・様式(36)に取りまとめる。	
		その他	注水試験	穿孔の深さは、通常 構造物の設計厚の 80%程度とする。た だしダムのようなマ ッシブなコンクリー トの場合は、1.5m程 度とし、それ以上要 求する場合は横穴、 斜孔などを併用して 判定すること。この 際、打継目を含めて 穿孔を行うものとす る。穿孔後、表面ま で注水を行い、穿孔 時に発生する切粉、 壁内面のコンクリー トのゆるみ等による 水分の吸収が終了し 、孔内が完全に湿潤 状態になった時補水 して観測を開始する。	減水深の観測は5分、15分、30分毎に行い、30分後 の減水深2.5cm程度の場合は合格とする。	延長40mに1ヶ所、ただし特殊な構造物(港湾海 岸等構造物)については1打設毎に1ヶ所または、 高さ2～3mに1ヶ所程度を標準とする。――(注)水 密を特に要するコンクリート構造物を対象にする。	・注入試験の孔は検査完了後、赤ペンキで ○印し、モルタルで埋戻しすること。さらに 平面図等に穿孔深等を記入しておくこと。 ・様式(37)に取りまとめる。	
			寒中コンクリート養生 中コンクリート温度及び外気 温、保温された囲い内部気温等 を測定			3時間以内の間隔で定時測定する。	様式(33-1)に取りまとめる。	
			コンクリート舗装 リート打設温度 (寒中コン クリートの場合)	コンク リート (寒中コン クリートの場合)	打設区画内の打設始 め・中間・完了時	3回以上	様式(33-1)に取りまとめる。	

6-4 セメント・コンクリートの品質管理

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート (吹付けコンクリートを除く)	施工	その他	コンクリート舗装養生中 コンクリート温度 (寒中コンクリートの場合)	1箇所以上		3時間以内の間隔で定時測定する。	様式(33-1)に取りまとめる。	
			コンクリート舗装囲い内の温度 (寒中コンクリートの場合)	打設区画内2箇所以上		3時間以内の間隔で定時測定する。	様式(33-1)に取りまとめる。	
			寒中コンクリート温度の測定			・生コン工場出荷時に、アジテータ全車について測定し、レディーミクストコンクリート納入書の備考欄に出荷時のコンクリート温度を記入する。 ・現場受入れ時に、アジテータ全車について、コンクリート温度を測定する。	様式(35)に取りまとめる。	
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数、総延長、最大ひび割れ幅等	高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底板等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	土木学会基準 JSCE-G 504- 2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート記擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間(但し、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所)で行う。その他の構造物については、強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3箇所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施。材齢28日強度の推定値で確認する。	高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(但し、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度を得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、工事監督員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度が得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度を得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、工事監督員と協議するものとする。	

6ー4 セメント・コンクリートの品質管理

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認	
プレキャストコンクリート 製品 (JISⅠ類)	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の 試験項目の確認	目視 (写真撮影)					
	施工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび 割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全般			
プレキャストコンクリート 製品 (JISⅡ類)	材料	必須	製品検査結果(寸法・形状・外 観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による	製造工場の検査ロット毎		○	
			JISマーク確認又は「その他」の 試験項目の確認	目視 (写真撮影)					
	施工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび 割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全般			
プレキャストコンクリート 製品 (その他)	材料	必須	セメントのアルカリ骨材反応対策	JIS A 1145 JIS A 1146 JIS A 5308	第3編 付表(参考資料) 4ー3 アルカリ骨材反応抑 制対策 による	1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績表」に 記載されているアルカリ骨材反応試験による 確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データ をとりまとめ、常時閲覧できるようにしておく こと。	○	
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久 性向上」	原則0.3kg/m3以下	1回／月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上／週)	製造工場が発行する配合計画書に記載さ れている「コンクリートの塩化物総量規制 0.3kg/m3以下」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データ をとりまとめ、常時閲覧できるようにしておく こと。	○	
			コンクリートのスランプ試験／ス ランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回／日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データ をとりまとめ、常時閲覧できるようにしておく こと。	○	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上である こと。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上で あること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回／日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データ をとりまとめ、常時閲覧できるようにしておく こと。 JIS A 5363「プレキャストコンクリート製品－ 性能試験通則」及びJIS A 5371～5373の 推奨仕様に該当しない製品で圧縮強度で 性能評価している製品は、圧縮強度試験結 果を提出すること。	○	
			コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコン クリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%(許容差)	1回／日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データ をとりまとめ、常時閲覧できるようにしておく こと。	○	
			その他 (JIS マーク 表示さ れたレ ディー ミクス トコン クリー トを使 用す る場 合は除 く)	骨材のふるい分け試験 (粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回／月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績表」に よる確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データ をとりまとめ、常時閲覧できるようにしておく こと。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(フェロニッケルスラグ細骨 材) JIS A 5011-3(銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4(電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材) 製造工場が発行する「骨材試験成績表」に よる確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データ をとりまとめ、常時閲覧できるようにしておく こと。	○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回／月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績表」に よる確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データ をとりまとめ、常時閲覧できるようにしておく こと。	○	

6-4 セメント・コンクリートの品質管理

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JIS マーク 表示され たレ ディーミ クスト ンクリ ートを使用 する場 合は除 く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリート表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	1回／月以上及び産地が変わった場合。 (微粒分量の多い砂1回／週以上)	製造工場が発行する「骨材試験成績表」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回／月以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 製造工場が発行する「骨材試験成績表」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	1回／月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績表」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利:製作開始前、1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石:製作開始前、1回／年以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績表」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	1回／月以上	試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)			○
			コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6205 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201(フライアッシュ) JIS A 6202(膨張材) JIS A 6204(化学混和剤) JIS A 6205(防せい剤) JIS A 6206(高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフェューム)	1回／月以上	試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○
			練混ぜ水の水質試験	上下水道及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	1回／月以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
			必須 鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回／月又は入荷の都度	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。 製品の用途、構造等を勘案し、確認が必要な場合は、鋼材の試験成績書による確認。	○
	施工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全般		

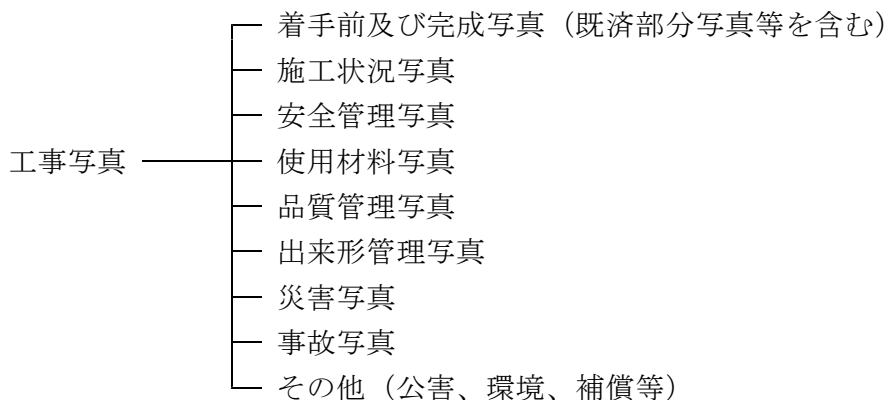
7 写真管理基準

7-1 適用範囲

この写真管理基準は、第2編「森林土木工事施工管理基準」3に定める工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

7-2 工事写真の分類

工事写真は次のように分類する。



7-3 工事写真の撮影基準

工事写真の撮影は以下の要領で行う。

(1) 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

(2) 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに写しこむものとする。

- (ア) 工事名
- (イ) 工種等
- (ウ) 測点（位置）
- (エ) 設計寸法
- (オ) 実測寸法
- (カ) 略図
- (キ) 撮影月日
- (ク) 立会工事監督員名（立ち会った場合のみ）

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合等で工事監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影及び提出するものとする。

7-4 写真の省略

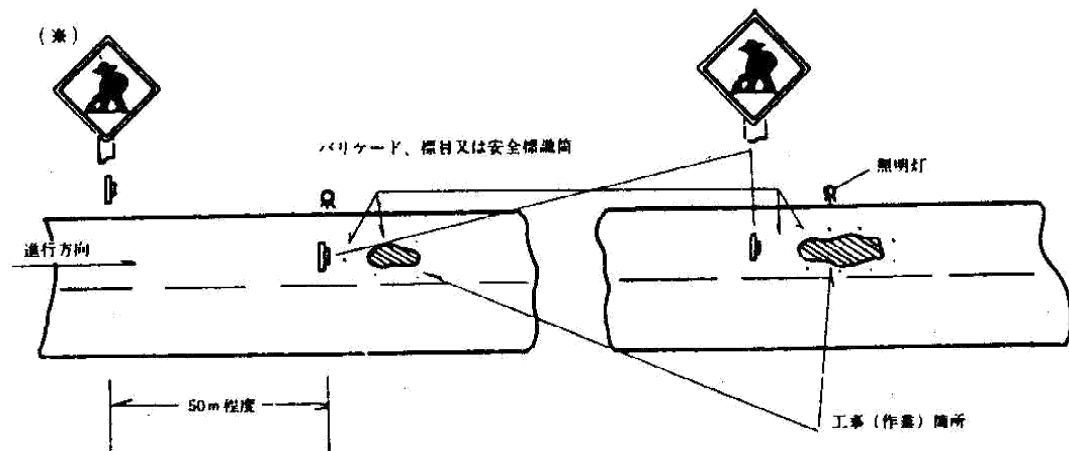
工事写真は次の場合に省略できるものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略できるものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略できるものとする。

(イ) 防護施設等、バリケード、標柱作業及び安全標識筒（セフターコーン）

イ 設置の方法

〔例〕



- 注 (a) 軽易な工事（作業）とは、道路の清掃、ライン引き、除草、簡単なパッチング等軽易な維持、修繕を行う場合をいう。
- (b) 工事（作業）が夜間に及ぶ場合、赤ランプ（黄色灯でも可）及び照明灯を必ず設置すること。
- (c) (※) 印を付した道路工事中（213）の標識は、道路の見通し、交通量状況に応じ設置すること。交通量の多い箇所で軽易な工事（作業）を行う場合は、特に車輪の進行に支障とならないようバリケード又は標柱等の設置に留意すること。

(3) 道路等で休工時の交通解放を行う場合

受注者は、休工時に交通解放する場合は、各種標識（段差注意、カーブ注意等）や防護施設（バリケード、ロープ等）を安全上必要な位置に設置し、事故が起きないよう対策に努めること。

3-2 盛土の品質管理方法

試験盛土によりあらかじめ締固め基準を定める場合を除いては、次の規格値を満足しなければならない。

(1) 締固めの曲線から明らかに最大乾燥密度が得られる場合

ア

(イ) 盛土材の自然含水比が W_a 以下である場合、(図(1))には、 ρ_{dmax} の90%以上の締固め度になるように密度管理を行う。

(イ) 衝撃加速度試験による場合は、締固め度90%に対応する衝撃加速度を基準となる衝撃加速度とし、現場の衝撃加速度が基準となる衝撃加速度以上となるように管理する。

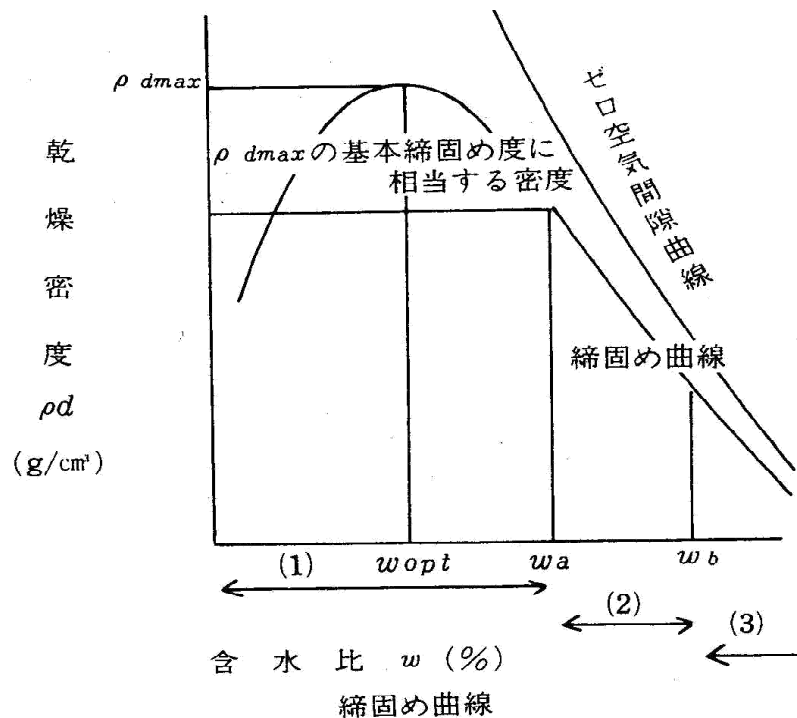
イ 盛土材の自然含水比が W_a よりも W_b 以下である場合(図(2))で、やむをえず現状のまま施工する場合には、空気間隙率(V_a)飽和度(S_r)を基準値の範囲になるように管理しなければならない。

ウ 盛土材の自然含水比が W_b を超えるような場合(図(3))には、何らかの不良土対策を行う。

(2) 締固め曲線から明確な最大乾燥密度が得られない場合

ア 球体落下試験による場合は、 D 値が6.3cm以下になるように管理しなければならない。

イ 衝撃加速度試験による場合は、試験施工により目標衝撃加速度を求め、現場の衝撃加速度が事前に求めた基準値これ以上となるように管理しなければならない。



ρ_{dmax} : 最大乾燥密度

w_{opt} : 最適含水比

w_a : 最大乾燥密度の基準締固め度に相当する密度に対応する湿潤側含水比

w_b : 施工限界含水比 (トラフィカビリティの確保が困難となる含水比)

高さのつき形測定表

測定者

⑤

[illegible]

(記入要領) 単位はcmとする。

様式-3

厚さ、幅のでき形測定表

[illegible]

(記入要領)

1. 単位は厚さmm 幅cmとする。
2. 厚さについては位置欄にL、R、Mの区別を記入のこと。
3. 厚さ、幅のいずれかに○印をつけること。

様式-2

工 測定結果表

測定項目

測定者

印

測 点	設 計 値 ①	測 定 値 ②	設 計 値 との 差 ③ = ② - ①	監 督 員 記 事

記
事

基 準

設 計 値

仕 様 書 の 範 囲

測 定 結 果

測 定 数

測 定 値 と の 差 の 範 囲

平 均 値

合 格 判 定 値 と の 対 比

注)イ. この様式は主として出来型管理の取りまとめに使用するものとするが、品質管理においても指定された場合は、この様式によるものとする。

ロ. 監督員の検査を受け、請負者の測定値の誤りが発見され、再仕上げを行って測定した場合はその結果を()で記入する。